

練習に関する注意事項

橿原公苑陸上競技場内での練習について

- (1) 当日の開門時刻から競技開始 10 分前に限り競技場内で練習することができる。ただし、必ず競技役員の指示に従い練習を行うこと。
- (2) トラックレーンの使い方は特別に指定しないが、接触等を防止するため互いに配慮しあうこと。ただし、ウォーキングに関しては著しくトラックの流れを妨げることが予期されるため、7レーンより外側で行うこと。
- (3) 事故防止のため、逆走および逆歩は禁止する。
- (4) 芝生保護の観点から、やむを得ない場合を除き芝生への立ち入りを禁止する。
- (5) 練習の際は事故防止に努め、競技役員の指示に従うこと。
- (6) 事故防止のため、トラックなどを横切るとは禁止する。やむを得ない事情でトラックを横切の際は、十分周りに気を付けること。

橿原公苑陸上競技場外での練習について

- (1) 橿原公苑多目的広場および橿原公苑陸上競技場周辺にて行うこと。
- (2) 練習する場合は、一般の利用者に十分配慮すること。
- (3) 橿原公苑多目的広場では、グラウンド保護のためスパイクの使用を禁止する。

その他

- (1) 橿原公苑の器具を破損した場合は、当該競技者の所属する団体より必要代金を徴収することがある。
- (2) 公苑内であるため一般利用者との接触等には十分に注意すること。
- (3) 迷惑撮影等不審な行為を見かけたら、近くの審判員もしくは大会本部まで連絡すること。
- (4) その他不明な点は、主催者もしくは大会本部に確認すること。